

産業統計部会・サービス統計・企業統計部会(合同部会)の審議状況について

(中間年における経済構造統計の整備〔その2:基幹統計調査の再編〕)(報告)

項目	実施・変更内容等	部会審議					審議の状況
		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
I 経済センサス-基礎調査							
1 調査計画 (1)調査の目的・必要性	○ 事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的に実施	●	●				・次の①②に掲げる観点から、画期的な取組と評価でき、 適当 と整理 ① 法人企業統計調査の母集団名簿とのかい離を縮小し、事業所母集団データベースの更なる整備・充実に資するものであること
(2)報告者数	○ 法人番号の通知状況等の行政記録情報等を活用して、前回調査の約620万事業所から約770万事業所を対象を拡大	●	●				② 外観調査及びローリング調査の実施により、報告者及び地方公共団体・統計調査員双方の負担軽減を図りつつ、事業所の存廃実態を的確に把握しようとするものであること
(3)調査事項・調査方法	① 甲調査(民営事業所) ・ 全事業所について、調査員が目視確認(外観調査)により活動状態を把握 ・ その上で、新規に把握した事業所に対しては、調査票を配布して、主な事業の内容、年間総売上金額等を把握 ② 乙調査(国・地方公共団体の事業所) ・ 電子メールを用いたオンライン調査により調査票を配布し、職員数、主な事業の内容等を把握	●	●				◆ただし、今回の調査結果は、調査票の配布対象となる、新たに把握した事業所を中心に集計されることから、その公表に当たって、利活用上の注意点や留意点等の情報提供を工夫・充実し、有用性の向上を図る旨を指摘
(4)調査期間 (周期・実施時期)	① 甲調査(民営事業所) 平成31年(2019年)6月1日から平成32年(2020年)3月31日までの10か月間をかけて、全国の事業所を順次調査 ② 乙調査(国・地方公共団体の事業所) 毎年6月1日現在で全国一斉に調査	●	●				◆本調査の在り方を含め、平成34年(2022年)以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討する旨を指摘 ◆個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団情報の整備を検討する旨を指摘
(5)集計事項	① 速報集計 事業所の活動状態に関する集計を実施 ② 確報集計 ①に加えて、新規に把握した事業所に関する集計を実施		●				
2 前回答申時の 今後の課題への 対応状況	1 「総売上高」に係る調査の在り方や、関連統計調査を含めた調査期日の統一化を検討	●	●				・ 適当 と整理 (1(3)(4)において審議)
※統計委員会答申 (平成25年6月)	2 ① 母集団情報の整備について、新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充 ② 母集団情報の整備等のための調査の在り方について検討	●	●				・ 適当 と整理 (1(1)(2)及び(5)において審議)
II 経済構造実態調査							
1 調査創設の 必要性	○ 製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的に実施		●				・次に掲げる観点から、画期的な取組と評価でき、 適当 と整理 ① 中間年における経済構造統計の作成に当たり、中核となるデータを提供するものであり、GDPの9割以上を占める経済活動の実態や企業の多角化の状況、商業マージンに関する情報等を毎年提供することを可能とする調査
2 調査計画 (1)調査の名称	○ 調査の名称を「経済構造実態調査」とする			●			
(2)調査対象の 範囲、報告者の 選定方法	① 甲調査 ・ 個人経営の企業及び農林水産業、建設業等、一部の産業に属する企業を除くおおむね全ての産業分野の企業を対象 ・ 産業ごとに売上総額の80%を充足する範囲で、売上高上位企業から順に選定 ② 乙調査 ・ 特定のサービス業に属する企業、事業所を対象に、無作為抽出により選定			●	●		② 国民経済計算の推計にあつては、必ずしも十分でなかった中間年の現状に対して、より充実したデータを提供し、その推計精度の改善に大きな前進をもたらすものとして期待 ③ また、調査事項の区分ごとに報告者を限定するほか、結果の精度を維持し、早期提供を図るための観点を担保しつつ、プレプリントを広く採用するなど、報告者における負担軽減について、できる限り配慮
(3)調査事項	① 甲調査 ・ 「企業全体の売上(収入)金額」、「費用総額及び費用項目」、「企業全体の事業活動別の売上(収入)金額」等を把握			●	●	●	・今回の計画は、一次統計における報告負担に配慮しつつ、加工統計との連

項目	実施・変更内容等	部会審議					審議の状況
		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
	<ul style="list-style-type: none"> 卸売・小売業を主たる業とする企業については、さらに、「企業全体の年初及び年末商品手持額」、「年間商品仕入額」等を把握 企業の規模等の要件により、費用のより詳細な項目での把握や企業傘下の支所事業所に係る調査事項を把握 						携を体現した優れた事例としても、高く評価 ◆ただし、SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年(2022年)以降における調査の範囲や調査事項等の見直しについて検討する旨を指摘 ◆また、産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中にあつて、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討する旨を指摘 ◆なお、乙調査を中心に申請書に添付された調査票及び集計事項一覧に多数の誤植が見られることから、速やかに精査した上で総務省に報告する旨を指摘
(4) 調査時期	○ 毎年5月下旬～6月下旬に実施(ただし、経済センサス-活動調査実施年を除く。)				●		
(5) 調査方法	○ 外部の調査実施事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施				●		
(6) 集計事項	① 甲調査 <ul style="list-style-type: none"> 産業別経営組織別の企業等数、売上(収入)金額等を反映し集計 製造業に属する企業等において、本調査と工業統計調査で調査が重複している場合は、工業統計調査から調査票情報の提供を受けて集計に活用 ② 乙調査 <ul style="list-style-type: none"> 現行の特定サービス産業実態調査において行っていた都道府県別集計を取りやめ 				●		
(7) 調査結果の公表	○ 3回に分けて公表する。 <ul style="list-style-type: none"> 一次:調査実施翌年3月末 二次:調査実施翌年7月末 三次:調査実施翌年10月末 				●		
Ⅲ 工業統計調査							
1 調査計画の変更 (1) 調査の目的	○ 実施目的を、「工業統計の作成」から「中間年における経済構造統計の作成」に変更				●	・ 適当と整理 (中間年における経済構造統計の整備の一環として、工業統計が経済構造統計に統合・再編されることに伴うものであるとともに、経済構造実態調査と工業統計調査との円滑な同時・一体的実施に資するものであること)	
(2) 調査実施者	○ 経済産業省実施の調査から、総務省と経済産業省による共管調査に変更				●		
2 前回答申時の今後の課題への対応状況	① 経済センサスとの従業者数の把握範囲の相違の解消の検討				●	(対応済み(平成28年5月31日承認))	
	② オンライン調査の更なる推進				●	・平成29年調査から単独事業所を含む調査全体に拡大されているとともに、オンライン回答の増加のために対応が取られており、今後とも同様の対応を期待	
3 統計委員会で示された意見	○ 平成32年(2020年)において、都道府県・市区町村経由の調査員調査が連続して実施される予定であることから、地方公共団体の事務負担の軽減の対応検討				●	◆平成32年(2020年)における地方公共団体の事務負担の軽減方策について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、早急に検討・策定する旨を指摘	
Ⅳ 商業統計調査、特定サービス産業実態調査							
1 調査の中止	○ 中間年における経済構造統計の整備の一環として、両調査を廃止(手続上は中止)				●	(第6回部会で審議)	
2 前回答申時の今後の課題への対応状況	① 商業統計調査 報告者負担の軽減から、調査票におけるプレプリント事項の拡大の検討				●	・Ⅱ1(3)において審議 (第4回部会で審議)	
	② 特定サービス産業実態調査 (i) サービス産業分野における統計の体系的整備の中での本調査の今後の在り方の検討 (ii) 各業種の特성에対応した調査事項の設定の検討				●	(i) Ⅱ1(2)において審議 (ii) Ⅱ1(3)において審議 (第4回部会で審議)	

<p><「今後の課題」として指摘することを想定している事項></p>	<p>【Ⅰ 経済センサス-基礎調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査結果の公表に当たっては、利用者の理解に資するよう、利活用上の注意点や留意点等、情報提供を工夫・充実すること。 ○ 事業所母集団データベースのよりの確な整備・更新に当たっての本調査の在り方を含め、平成34年(2022年)以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。 ○ 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団情報の整備・充実を検討すること。 <p>【Ⅱ 経済構造実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年(2022年)以降における調査の範囲や調査事項等の見直しについて検討すること。 ○ 特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること。 <p>【Ⅲ 工業統計調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成32年(2020年)における工業調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえ、工業調査に係る地方公共団体における事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、早急に検討・策定すること。 ○ 今後における経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、事業所母集団データベースの年次フレームを母集団名簿として用いることを検討すること。
--	--

(注1)部会は全て両部会の合同部会として実施

第1回は4月3日(火)、第2回は4月26日(木)、第3回は5月18日(金)、第4回は5月31日(木)、第5回は6月14日(木)に開催
第6回の6月28日(木)に、答申案の方向性について確認

(注2)第1回：[その1:基幹統計の再編]について審議

第2回以降：[その2:基幹統計調査の再編]について審議

答申案は、その1及びその2について併せて作成予定

想定される答申案の構成（案）

I 審議の総括

【I を設ける趣旨】

一つの趣旨・目的の下、複数の基幹統計及び基幹統計調査について一括して審議するものであることから、答申全体のサマリーを記述。併せて、II 以下の答申の構成も簡潔に記述。

II 基幹統計の統合・再編

- 1 諮問の内容
- 2 解除の適否及び理由等

諮問（その1）
の審議結果

III 基幹統計調査の統合・再編等

- 1 統合・再編等の全体像
- 2 経済センサス - 基礎調査の実施
 - (1) 本調査の意義・必要性
 - (2) 調査計画の概要
 - (3) 承認の適否及び理由等
- 3 経済構造実態調査の実施
 - (1) 本調査の意義・必要性
 - (2) 調査計画の概要
 - (3) 承認の適否及び理由等
- 4 工業統計調査の変更
 - (1) 変更の概要
 - (2) 承認の適否及び理由等
- 5 商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の中止

審議した項目（対象範囲、調査事項、調査方法等）について、個別に部会の判断を記載するのではなく、俯瞰的に判断を示していただいた上で、留意事項については、個別に明確化する形にしてはどうか。

諮問（その2）
の審議結果

IV 今後の課題

諮問全般を踏まえた中長期的課題

→ 個別の統計（調査）ごとだけでなく、複数の統計調査に関連する事項、基本計画に掲げられた取組の具体化を含めて、幅広く記載することにしてはどうか。

第77回産業統計部会・第79回サービス統計・企業統計部会（合同部会）

議事概要

1 日 時 平成30年5月18日（金）15:58 ～ 18:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、川崎 茂（部会長）、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

西田 光宏（日本百貨店協会常務理事）、山本 泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その2：基幹統計調査の再編〕

5 概 要

- 前回部会の審議を踏まえ、経済センサス-基礎調査（以下「基礎調査」という。）の目的・位置付け、実施方法等について、体系的かつ具体的な追加説明の後、審査メモに沿って、基礎調査の「(5)集計事項等」について、審議が行われた。
- その結果、部会として、法人企業の事業所を中心に母集団情報の整備が進むこと、報告者や実査機関双方の負担軽減がなされていることを評価し、調査計画については適当とした上で、事業所の把握や公表時の情報提供の充実について、今後、検討の必要があるとの整理がなされた。
- その後、審査メモに沿って、経済構造実態調査（以下「実態調査」という。）の「I-1 調査創設の必要性」について、調査実施者の説明を受けた後、審議が行われ、適当と整理された。それ以外の事項については、今回示された審議協力者の意見等も踏まえ、次回以降の部会において審議を行うこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 基礎調査

ア 前回審議を踏まえた追加説明

- ・ 今回の追加説明で、調査の全体像がつかめた。法人企業統計調査の母集団情報との比較・検証についても大変期待しているが、どのように検証を進めるのか、もう少し具体的に説明してほしい。
 - 現在のところ、事業所母集団データベースと法人企業統計調査の調査名簿のいずれにおいても、法人番号は付与されていない。このため、両名簿の名称及び所在地を突合することにより、名簿情報を整備した上で、基礎調査を実施し、その結果を検証することで、基本計画での指摘事項に対応することを考えている。
- ・ 工業統計調査と重複する可能性のある新設事業所については、6月に工業統計調査のみを行うという理解でよいか。
 - そのとおりである。工業統計調査を行った上で、その結果も踏まえて、基礎調査の調査票を郵送することとしている。
- ・ 法人企業の事業所については、今回の取組で母集団情報の整理が進むものと理解しているが、統計改革推進会議でも指摘されているシェアリングエコノミーなど、新たな経済活動についても、行政記録情報から把握できる部分は基礎調査の今後の課題として指摘し、母集団情報の整備を推進すべきではないか。
 - 現在、SUT-TFや内閣府において、シェアリングエコノミーをどう把握するか、検討しているものと承知しており、その結果を踏まえ、企業側、世帯側のどちらで把握するか、企業側で把握する場合はどのように把握するかを検討していきたい。
- ・ 個人事業主については全てを把握することは難しいが、例えば、民泊やYouTuberといったパターンごとに整理できるのではないか。行政記録情報等から事業所として情報が把握できる部分もあれば、世帯でしか把握できないものもある。なお、仮に企業側で調査する場合、法人化されていなければ把握が難しいのか。
 - 行政記録情報の活用については、第Ⅲ期基本計画においても前向きに活用を検討することとされている。これまでも、公知の情報を事業所母集団データベースに取り込んでおり、今後も、更なる行政記録情報の活用可能性について、積極的に検討を進めていくことになるのではないか。
 - シェアリングエコノミーについては、どこで把握するのかという問題がある。個人事業者について、民泊等における行政への届出情報など行政記録情報等で把握することも考えられるが、民泊等の取引にインターネットの仲介業者が関わっていることが大きな特徴である。仲介業者から情報が得られれば、民泊

等の取引規模が推計できる可能性がある。推計の結果から生産額の大きさを見た上で、個人事業者が占めるシェアがどの程度あり、捕捉漏れがどの程度あるかを把握して、どう対応するのが効率的か検討するという事ではないか。統計調査だけでなく、民間データ、行政記録情報などデータを多面的に活用するということが必要であり、全てを統計調査で把握するという事は難しいのではないか。

- ・ 法人企業の事業所に関しては、法人番号から得られた160万事業所の確認など、今回の取組で相当の改善が期待される。それを固めた上で、さらに何ができるかということではないか。法律の制約もあると思うので、すぐに、ということは無理かもしれないし、全体へのインパクトということもある。影響も見ながら、徐々にできるところから対応を広げることではないかと思うので、そういう観点から、今後の課題を整理することになるのではないか。
- ・ 基礎調査では、地方の事務負担の軽減などに配慮した計画となっており、評価している。なお、調査員が高齢化しているため、タブレット端末を使いこなせるよう、高齢者にとっても理解しやすいような指導と早めの情報提供をお願いしたい。
- ・ 前述の意見に加えて、タブレット端末数に予備があるか、不具合が生じた場合にどう対処するのかという点も情報提供をしていただきたい。
→ 試験調査の結果を踏まえ、ビデオでタブレット端末の使い方を周知するなど、できるだけ分かりやすい説明の工夫をしたい。また、タブレット端末の配置についても調査スケジュールを踏まえ、地方公共団体と相談しながら進めたい。
- ・ 体系的に追加説明をいただいて、理解が進んだと考える。今回の取組を通じ、法人企業の事業所は母集団情報の整備が推進されることとなるが、その上で個人経営の事業所をどう捉えていくのか、どのように捕捉範囲を広げるか、行政記録情報等をどう活用するかということなどを、今後の課題として整理したい。

イ 集計事項

- ・ 基礎調査については、法人番号の活用が図られることに加えて、事業所の廃業の状況等を踏まえた企業動態の分析が可能となることを評価したい。
また、レジスター統計の整備により、報告者の負担なく、データが整備され、将来的には、「基準年」、「中間年」という言葉が、ユーザーにとっては関係なくなるくらいのレベルに発展することを期待したい。
- ・ 詳細な情報の集計については、調査票を配布する、新たに法人番号から追加した事業所と調査員が新たに把握した事業所のデータが混在した形で集計されるとの理解でよいか。その範囲での集計結果は、どのような利活用が想定されるのか。

→ 今回の集計計画では、経済センサス - 活動調査以前・以後という判別ができるよう、開設時期を加味した集計表の作成も予定しているところであり、当該集計表により、企業動態の分析に資するものと認識している。

また、既存事業所と新たに把握した事業所を合わせた全体の状況を把握できる統計として、基礎調査の結果と同時期にレジスター統計を提供することを考えている。

- ・ そのような合計値の集計結果を提供することに、どのような意味があるのか、一般の利用者としては、理解しにくい。

- ・ 新設事業所については、平成28年経済センサス - 活動調査以前から存在していたが把握できていなかった事業所と、活動調査以降に設立された事業所とを分けて公表すればよいのではないか。

→ 事業所の開設時期が把握できるので、開設時期に基づく集計を行うことを予定している。

- ・ 今回、新たに把握した部分については基礎調査の結果として公表し、全体像についてはレジスター統計の基礎データとして活用されるという役割分担のイメージではないのか。

→ 事業所母集団データベースに収録されたデータを集計し、レジスター統計としてどのような結果を提供できるかについて研究を進めている。

- ・ 法人番号等の情報により母集団名簿に追加する160万企業については、業界を代表する企業が含まれている可能性は小さくて、ユーザーが利用する可能性も低い。基幹統計調査の集計結果として公表しないということが難しいのであれば、利用者が混乱しないよう公表に当たっては十分な説明をしてほしい。

→ 今回の調査は、法人企業統計調査との乖離が、どの産業で、どの程度発生しているかということに1つの解を与えることになると考えられる。一方で、今回の基礎調査の集計結果は特殊ともいえるが、平成34年（2022年。次回の経済センサス - 活動調査の翌年）調査以降は、それなりに分かりやすい集計結果になるのではないか。そのような状況を踏まえれば、今回の集計結果の提供に当たっては、充実・工夫した説明が必要と認識している。

ウ 部会長の取りまとめ

- ・ 今回、法人番号の情報を活用し、調査対象が160万増えることにより、法人企業の母集団情報については、十分に整理されることが期待される。また、ローリング方式の導入による調査業務の平準化により、調査実施機関の負担軽減に資することもあり、調査計画については、ポジティブに評価したい。

- ・ 一方で、法人企業以外の事業所、特に個人経営の事業所について、更なる行政

記録情報等の活用を含め、把握の充実に向けた検討が必要との指摘があった。また、結果の公表に当たっては、誤解なく利用できるよう、公表の仕方を工夫・充実することが必要との指摘があった。

- ・ このため、全体として了とし、これらの指摘については、今後の課題の中で整理したい。

(2) 経済構造実態調査

ア 調査創設の必要性

- ・ 本調査は、諮問（その1）で議論した基幹統計の再編を実現する手段の一つとして位置づけられており、調査創設の必要性については、適当として整理したい。

イ 審議協力者からのコメント

- ・ これまでの商業統計調査と比較して、実施頻度が増えるという負担感と、調査事項が軽減されることとの比較考量が必要であるが、現時点で対応が困難というまでの感触はない。ただし、生産性や経営効率を上げることが企業経営上課題となっており、公的統計に対応する間接部門の要員が減り、直接部門への要員のシフトが進んでいることから、更なる報告者の負担軽減に配慮していただきたい。
また、売上や費用等の調査事項については、決算資料からそのまま転記できることが好ましく、暦年換算は負担があるので、配慮していただきたい。
- ・ 甲調査の第2面について、どれくらいの規模の企業が報告者となるのか、属性の詳細について説明してほしい。また、中小企業の中には、不動産賃貸業を副業としているところが多いことから、事業別に費用を分けて記入できるか、何を基準に記入すればよいか、丁寧な説明が必要と考える。また、法人の場合、屋号や通称名は分かりにくいので、次回、記入例を示してほしい。
- ・ 費用項目についての記入の困難さについては、百貨店業界でも同様の問題がある。持株会社にぶら下がる形の経営形態が増えているほか、サプライヤーとの契約形態が多様化し、1つのフロアの中にリースと小売の売場が混在しているケースもあることから、どう記入するのか難しい。旧来から業態が大きく変化しており、次回以降、記入例等を具体的に説明してほしい。
- ・ 現行の特定サービス産業実態調査を引き継ぐ乙調査により把握される事業特性事項は、利活用面からみて重要であり、引き続き把握すべきと考える。一方で、産業横断的な把握を主目的とする経済構造統計調査において、事業特性事項を把握することには違和感があり、将来的には、この部分を、一般統計調査として実施することも考えられるのではないかと。
- ・ 今回、頂戴した意見を踏まえ、次回以降の部会で個別に審議を進めていきたい。

6 その他

次回部会は平成 30 年 5 月 31 日（木） 9 時 30 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、5 月 25 日（金）開催予定の第 122 回統計委員会において、前回部会結果と併せて、西郷部会長から報告することとされた。

以上

第78回産業統計部会・第80回サービス統計・企業統計部会（合同部会）

議事概要

1 日 時 平成30年5月31日（木）9:30～11:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、河井 啓希（部会長）、川崎 茂、中村 洋一、野呂 順一、
宮川 努

【審議協力者】

菅 幹雄（法政大学経済学部教授）、西田 光宏（日本百貨店協会常務理事）、山本
泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）、内閣府、財務省、文部科学
省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほ
か

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その2：基幹統計調査の再編〕

5 概 要

- 冒頭、統計委員会の部会再編に伴い、産業統計部会長が川崎委員から河井委員に変更になった旨の紹介があった。
- 平成30年5月25日開催の第122回統計委員会における西郷部会長からの部会審議状況報告の際、委員から示された意見について紹介があり、今後の合同部会において審議することとされた。
- その後、審査メモに沿って、経済構造実態調査の調査計画のうち、「（1）調査の名称」、「（2）調査対象の範囲、報告者の選定方法」及び「（3）調査事項、調査時期」について審議を行った結果、「（1）調査の名称」については部会として了承された。また、「（2）調査対象の範囲、報告者の選定方法」については、追加資料を確認した上で、次回部会で結論を得ることとし、「（3）調査事項、調査時期」については、委

員等からの指摘事項も踏まえ、引き続き次回部会で審議することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 調査の名称

- ・ 特に、代案や異論も示されなかったことから、調査の名称は「経済構造統計調査」とすることが適当と整理したい。

(2) 調査対象の範囲、報告者の選定方法

- ・ 調査対象の範囲について、報告者負担の軽減や調査結果の利用を踏まえれば、一部の産業を除くことは適当と考えるが、売上高上位8割とは、各産業において企業の主業ベースで8割なのか、企業の副業部分を含めて8割なのか、確認したい。また、過去の経済センサス - 活動調査の結果からシミュレーションしているのであれば、事業所ベースにおいても売上高8割が確保できているのか、具体的にデータを示してほしい。
 - 企業の主業ベースで売上高の上位から8割を確保するように設計している。過去の経済センサスの結果に基づくシミュレーションでは、事業所ベースで見ても、おおむね8割程度は確保できるとの結果が得られている。具体的なデータについては、次回お示ししたい。
- ・ 調査対象企業が、産業別にどの程度のカバレッジを確保しているのかは、利用者にとって有用な情報となるので、調査の結果公表の際に、併せて提供してほしい。
 - 結果公表における情報提供の在り方については、御指摘の点も含め、次回お示ししたい。
- ・ 本調査がGDPの基礎統計として利用されることや、商業マージンの把握が必要という指摘が今回の見直しの契機となっていることを踏まえると、売上高だけではなく、付加価値額ベースで必要となる調査対象数を算出する必要があるのではないかと。本調査の設計で相応のカバレッジが確保できているかどうか、確認したい。
 - 本調査は、売上高8割のカバレッジが調査対象ということで設定されているものの、付加価値額も含め、調査対象外も推計の上、全体を公表する予定である。
 - 付加価値額や商業マージンの面からの精度も確認した上で、売上高上位8割の企業を調査対象の範囲とすることの妥当性を判断したいという趣旨である。
 - 平成24年経済センサス - 活動調査、平成26年商業統計調査の結果を用いたシミュレーション結果を、次回お示ししたい。
- ・ 構造調査として毎年実施することに向けた、調査設計の第一歩として、売上高を基準とすることは妥当と考えられるものの、商業マージン等の把握可能性も確認するプロセスが必要ではないかという趣旨の指摘と理解する。このため、次回部会において、具体的なデータの提示をお願いしたい。

→ 委員の御指摘は、全数と売上高上位 8 割でどれだけ誤差がでるかということではないかと思う。資料では、上位 8 割から上位 9 割に引き上げた場合の誤差の改善状況が示されているが、本来は、誤差を一定範囲内に収めるために、産業ごとにカバー率を何割にするとの設定をすべきである。産業によっては、売上高上位 8 割では調査対象の範囲に過不足が生じる可能性もあることから、その確認は必要であろう。

- ・ 乙調査の業種特性事項については、特定サービス産業実態調査により長期間のデータを確保されており、また、利活用ニーズもあると考えられるので、今後も継続的に把握してほしい。企業と事業所の調査が混在していることについては、業種ごとの性格から考えれば特に問題はなく、都道府県別表章の廃止も妥当と考える。一方で、業種特性事項は、時代の変化に敏感に対応する必要があることから、機動性を考慮して一般統計調査として実施することや、調査周期の見直し、今後の発展性を考えた業種特性事項に特化することなども含めて検討してほしい。

→ 御意見を踏まえながら、改めて検討してまいりたい。

- ・ 甲調査の第 2 面について、中小企業や小規模事業所が調査対象になる可能性が高い業種はどこか。また、事前のアンケートで 50% が回答不可とのことであるが、中小企業の回答状況を教えてほしい。

→ 甲調査の第 2 面において中小企業が多い業種としては、運輸業、生活関連サービス業、金融業、卸売業・小売業といったところ。小規模事業所については、金融・保険業が多いが、他の産業はそれほど高くない。事前のアンケートについては、規模別分析が可能なレベルで実施したわけではないため、中小企業の状況に限定してお答えするのは難しい。回答の方法については、実査の段階の工夫で対応したい。

→ 甲調査の第 1 面と第 2 面で、中小企業が含まれる割合は異なるのではないかと考えられるため、第 2 面だけでなく、第 1 面の中小企業の割合についても説明した方がよいのではないか。

→ 甲調査の第 1 面の中小企業の割合は 7 割程度である。産業別にみると、運輸業、生活関連サービス業、金融業が高い状況である。なお、小規模事業所は 1 割程度である。

- ・ 企業が複数の事業を行っている場合、第 1 面の調査事項の調査事項 7 及び 8（事業活動別の売上（収入）金額等）において、農林水産業のような調査対象外の業種の売上が記入された場合、集計の対象となるのか。全体推計を行う上で、調査対象外の業種をどう処理するのか。

→ 本調査は、大分類「E－製造業」から「R－サービス業（その他に分類されないもの）」の企業を対象としているので、それ以外の産業が記入されていた場合は、一律「その他」に記入いただいた上で、集計する予定である。

- ・ ①企業の主業ベースで売上高上位 8 割を調査対象範囲の選定基準にした際、事業所ベースの産業別の売上高でどれだけカバレッジが確保できているのか、②売上高 8 割で集計したシミュレーションでは付加価値やマージンにどのような影響が生じるのか、③公表時の情報提供のあり方の 3 点については、次回部会において、データを確認した上で、最終的な結論を整理したい。また、乙調査の今後の取扱いについては、今後の検討課題と整理したい。
- ・ ちなみに、調査対象企業の範囲について、申請書類でも、「大分類、中分類又は小分類ごとに・・・売上高総額の 8 割」と記載されているが、この「又は」は何を意味しているのか。
 - いずれの産業区分であっても、一番数が少ないところを含め、全ての分類において 8 割が確保できるように選定するとの趣旨である。
 - 「又は」は誤解を生じる可能性もあるので、より分かりやすい表現を検討していただきたい。
 - 「大分類・中分類・小分類のいずれの分類においても 8 割を確保している」とすればよいのではないか。
 - カバレッジ側からの視点としては御指摘のとおりかと思う。より適切に読めるよう修正したい。

(3) 調査事項、調査時期

- ・ 投入構造の把握は S U T の作成においても、非常に重要である。統制経済の時代は、物資の配分の観点から、政府が求める形式に合わせて企業が整理したデータを入手できたが、現在は、民間企業が自由に整理したデータを、政府が必要な形に組み替えて利用するのが国際的にみても妥当な対応である。したがって、業種ごとの経理情報の内容を勘案して、調査票を設計することは、方向性としては妥当と考える。また、今回の調査創設により、サービス業の投入構造の把握は一定程度整理できるものの、製造業については今後の課題と考える。なお、費用項目のうち、企業に特有な事項については、回答が難しいことから、個別にプロファイリングなどで対応することが適当ではないか。
- ・ 甲調査の第 2 面の調査対象となる企業が、回答できるか否かの確認は行っているのか。
 - 事前のアンケートでは、産業小分類ベースでの回答が可能かを質問した結果、50%の企業が回答は難しいということであったが、その後のヒアリング等では産業大分類ベースであれば、ある程度回答可能との回答をいただいている。
- ・ 暦年以外の期間を決算期間としている企業において、例えば甲調査の第三面について、全事業所の売上高を暦年で書かせるのはかなり困難である。また、例えば、保険業では、事業所単位で契約を管理しているものの、キャッシュレスで事業所を

通過せずに決済を行なっているの、事業所単位の売上が何かということも理解できない。このような事項については、プロファイリングでどう解決するのかが重要であり、プロファイラーには、各業種の構造や専門用語なども含めて精通していただくことをお願いしたい。産業界としても協力したいが、回答しやすい形とすることが必要である。

- ・ プロファイラーは極めて難しい仕事であり、プロファイラー任せにすると、人によって統計数字が変わってくる可能性もある。調査実施者とプロファイラーで十分な認識合わせをして統一的な判断がされるようにしてほしい。
- ・ 甲調査の第1面の事業活動別の売上（収入）金額について、現在、6項目分、記入欄を設定しているが、企業によっては足りない可能性があるのではないか。
 - サービス産業動向調査の拡大調査等に係る分析を踏まえるおと、おおむね4～5項目の回答で足りると見込んでいる。それ以上ある場合は、「その他」でまとめて回答していただき、表章上も「その他」でまとめることとしている。
- ・ 事業活動の内容はプレプリントする計画であるが、調査実施時点では状況が変わっている可能性もある。その場合はプレプリント事項を入れ替えて記入してもらうことになるのか。
 - 基本的にはそのように考えている。今後の記入・審査状況を踏まえつつ、プレプリント事項については適宜見直していくことを想定している。
 - 調査対象企業から正確に回答していただくためにも、注意書き等でうまく調査内容を企業に伝えるように工夫する必要がある。
 - 御指摘いただいたように、より分かりやすい工夫を検討したい。
- ・ 持株会社が調査対象になった場合、傘下企業の事業活動を全て記載することになるのか。また、甲調査の第三面は、上場企業を対象に記入を求めることとしているが、持株会社であり、かつ、上場している場合は、どのような単位で記入を求めるのか。
 - 本調査はグループ会社単位ではなく、企業単位で調査を行うこととしており、また甲調査の第3面については、上場企業に加え、売上高が一定規模以上の企業が調査対象となる。御指摘の純粋持株会社の例で言えば、例えば経営コンサルタント業といった事業活動のみが記載されるイメージであり、当該持株会社の関連企業は、それぞれがそれぞれの事業活動を記載していただくこととなる。
- ・ SUTの構造については、SUTタスクフォースにおいて、検討している状況にあるが、将来像はまだ決まっていない。今後、年次SUTの作成方法について検討する際に、本調査について決められたことが何らかの制約となる可能性はあるのか。また、今回調査の調査計画の作成に当たって、内閣府との意見調整はしているのか。
 - 今般の取組は、今後の中間年の経済構造統計のスタートラインとなっており、

今後のSUTの検討結果を踏まえて見直しをすることを念頭においている。また、月次部分をどうするかという検討課題もあり、平成31年、32年（2020年）は本調査計画で実施するとしても、平成34年（2022年）以降の役割分担も含め、改めて検討する必要があると考えている。その際、工業統計調査の包摂の課題もある。平成34年（2022年）以降の調査については、SUTタスクフォースの検討結果も踏まえつつ再検討することとなるが、平成31、32年（2020年）は、まずはその基盤作りと考えている。

- 今回の調査計画は、平成28年経済センサス - 活動調査を基準として設計しているため、平成33年（2021年）経済センサス - 活動調査以後は見直しが必要であると認識している。
- SUTの基本構成は今、検討を進めているところであり、費用面についても、どの統計単位で把握するかを検討しているところである。今回計画されている本調査は、試行的な側面もあり、今回の調査結果を踏まえて、今後、どう費用構造を把握するのか等について、検討することになるのではないかと考えている。また、本調査の結果も踏まえつつ、経済センサス - 活動調査や各種投入調査の在り方を検討するに当たっても、本調査によって、実際に費用項目をうまく把握できるかどうかは重要であると考えている。また、調査項目については生産物分類の整備を待つ必要もある。最終的には、基準年である経済センサス - 活動調査と中間年の調査のシームレス化が重要であり、今回の調査はその第一歩と認識している。
- ・ 乙調査の売上高の契約先産業別割合について、ソフトウェア業等を残して廃止する計画とのことであるが、SUTにおける産出構造の把握の観点から、影響はないのか。
 - 乙調査の前身である特定サービス産業実態調査は、現在のコモディティ・フロー法による推計の基礎資料としては利用されていないが、産業別に販売先を把握することはSNAの整備の観点からも重要であり、当該データを把握することも必要となる可能性がある。また、SNAの次回基準改定までに「娯楽、文学、芸術作品の原本（映画等）」について、総固定資本形成への計上を目指した検討が求められている。その点も、確認したい。
 - 売上高の契約先産業別割合については、省内で確認した限りでは利活用されていなかったことから、中間年にあっては利用実績が乏しいと考え、削除したところである。中間年においても把握が必要な情報かは分からないが、指摘を踏まえ、SUTの体系が固まり把握が必要となった場合は、再度検討したいと考えている。
 - 本調査項目については、利活用の有無以前の問題として、記入が極めて困難と聞いている。このような状況も踏まえ、基準年に実施する経済センサス - 活動調査においても、個人、企業の別に把握しているのが実情である。中には、記入ができる産業もあるかもしれないが、全産業一律の把握は難しく、調査の効率的実施や報告者負担の軽減という観点から、毎年の記入項目とすることは困難と考え

ている。

→ 需要の配分先については、卸小売業が介在する財は確かに把握が難しいが、サービスについては、最終需要者と直接取引する事例が多いので把握できるのではないか。例えば、リース業等、調査が可能な業種もあるのではないか。

- ・ リース業や「娯楽、文学、芸術作品の原本（映画等）」については、どう対応するのか。将来のGDPの作成に関わることで、しかもかなり時期が先ということでもないのに、調整が必要ではないか。

→ これまでも経済センサス - 活動調査での検討の中で議論が行われている経緯がある。御指摘の点については、利活用に乏しい調査事項は報告負担の関係から設定しづらい。今後、平成34年（2022年）調査に向け、把握可能かつ推計に必要なものを取り入れていく方が報告者の理解も得られるのではないかと考えているところ。

- ・ 内閣府はどのように考えているのか。

→ これまでも調査実施者との間で調整させていただいており、SNAの推計に必要な調査事項は残していただいた経緯がある。基準改定に向けて、今後必要となる調査事項などについては、引き続き検討し、調査実施部局と調整していきたい。

→ 基本計画にも盛り込まれている中、基準改定の際にデータが存在しないことは望ましくないと考える。

- ・ 管理部門の経費の取扱いについては、今回、案分方法を例示するとの説明を頂いたので少し書きやすくなるのではないか。また、調査事項を確認したところ、電子商取引の有無について、取引実績は分かるが、取引先が企業か一般消費者かを区分できない事例も多いのではないか。電子商取引については、B to CとB to Bの両方がまぎれこんでいる場合があり、この調査事項は回答しづらい。

→ 経済センサス - 活動調査の例を次回部会でお示ししたい。

- ・ 費用配分については、厳密に報告することを求めると、かえって報告できないということもあり得る。企業では、小売業の次に不動産業が上位の事業活動に挙がってくると思うが、事業部制をとっていれば経費の案分も可能であるが、他の事業の一部に含まれている場合、どう配分したらよいか分からなくなるので、明確な基準を示してほしい。また、企業によって形態が異なる。新規の統計調査ということで、丁寧に対応したいので、誰にでも分かるような形で、記入指導をお願いしたい。

→ 報告者が回答に困らないように、「記入の手引」の整備、コールセンターの設置等、対応してまいりたい。

- ・ 第2面の費用の項目別内訳について、報告者側からすると、どのような利活用か

ら把握が必要なのか分かりにくい面もあるので、なぜ、必要なのか、内閣府からも説明していただきたい。

→ 産業別にGDPを推計する際には、産出額と費用を差し引いて付加価値部分を推計している。今回のデータで事業活動別の費用が把握でき、GDPの推計に利用できると考えているところである。

→ 付加価値額の推計に必要という説明だけでは、中間投入額の総額が分かれば十分ではないかという意見もあり得る。費用の細かい内訳が、なぜ必要なのか、それをどのように利活用するのか、次回説明いただきたい。

6 その他

次回部会は平成30年6月14日（木）9時30分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、6月29日（金）開催予定の第123回統計委員会において、前回部会結果と併せて、西郷部会長から報告することとされた。

以上

第81回産業統計部会・第81回サービス統計・企業統計部会（合同部会）

議事概要

1 日 時 平成30年6月14日（木）9:28～11:43

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、河井 啓希（部会長）、川崎 茂、中村 洋一、野呂 順一、
宮川 努

【審議協力者】

菅 幹雄（法政大学経済学部教授）、西田 光宏（日本百貨店協会常務理事）、山本
泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）、内閣府、総務省、財務省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その2：基幹統計調査の再編〕

5 概 要

- 前回部会及びその終了後に示された経済構造実態調査に係る追加説明事項について、調査実施者から説明を行った上で審議を行った結果、一部調査事項を除いて、基本的に適当と整理された。
- その後、審査メモに沿って、経済構造実態調査の調査計画のうち、「(4) 調査方法」、「(5) 集計事項」及び「(6) 調査結果の公表」について審議を行った結果、次回部会に確認を要する事項が一部残されたものの、基本的には了承された。
- 部会審議に係る中間的な総括として、部会長から、今後作成する答申案の構成案が示され、基本的に了承された。
- 最後に、工業統計調査の調査計画について、審査メモに沿って審議を行った結果、

変更内容については適当と整理された。また、平成32年（2020年）における工業統計調査等に係る地方公共団体の事務負担の軽減については、地方公共団体と綿密に調整しつつ、結果精度の維持と事務負担の軽減を両立できる、調査計画案を策定することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（１）経済構造実態調査について前回部会及びその終了後に示された追加説明事項

① 調査対象範囲

- ・ 今回の調査設計を踏まえたシミュレーション結果では、商業マージンの真値からの乖離は3%とされているが、真値よりも大きかったのか、小さかったのか。
→ シミュレーションの結果の方が大きかった。
- ・ 検証結果を踏まえた、「企業の主業ベースで売上高の80%を調査対象とする」という今回の計画は、事業所ベースにおいても、また、付加価値という他の変数の観点からも問題ないと判断されることから、調査対象範囲については適当と整理したい。

② 調査事項

- ・ SNAにおける詳細な費用の把握の必要性としては、詳細な財・サービスの区分で把握することにより財・サービスのバランス調整が可能となることから、実質値の推計にも重要と整理できる。
- ・ 災害が発生した場合や各種イベントの経済的な波及効果等、産業連関表を用いた分析を行う際にも、詳細な費用の把握は非常に重要である。報告者負担の面にも配慮する一方で、報告された結果が集計・公表されることにより、社会全体にも還元されることも付言したい。
→ 本調査に限らず、データ把握の必要性については、調査実施者側の利活用を中心に説明される傾向にあるが、調査結果が、社会にどのような形で還元され、役に立っているかということも、広く周知していくことが今後重要になってくるのだろう。
- ・ 一次統計を利用してマクロの推計を行う加工統計側が、一次統計の作成者に対して、どの程度の誤差であれば許容されるのかを示すことが重要である。それがないと、一次統計側では、どこまで精度を高めれば利活用上問題ないのか判断することは難しい。
→ 御指摘の点は重要ではあるが、この場で数値を示すことは困難と思われる。このような一次統計と加工統計との連携については、将来的な課題と整理したい。

- ・ 電子商取引に係る調査事項について、顧客が企業であるか個人であることを仕分けて正確に回答するとなると、1つ1つ取引先を確認しなければならない。仮に個人名であっても、企業取引の可能性もあることから、記入負担が重い上に、正確な記入が困難な場合が少なくないを考える。このデータは、どのように利活用するのかを明確にしないと、企業の理解も得られないのではないか。本調査事項については、見直しを検討していただきたい。
 - 百貨店では、自社サイトでの取引であればB to C、他のチャネルを使った取引については、卸売のため、B to Bとの整理になる。このような区分であれば、回答は可能だが、B to Cの中で、一般消費者とその他を区分する経営分析上の必要性も特にないため、この項目を正確に回答するとなると負担が大きい。
 - 統計調査としての厳密な定義は維持するものの、実査においては、報告者の実状も勘案しながら、把握したいと考えている。具体的な方法については改めて説明したい。
 - 調査事項の利活用状況や回答の実態等を含め、次回、説明いただきたい。
- ・ 電子商取引については、回答可能性や負担についてしっかり確認していただきたい。他の調査事項も含め、回答が困難な事項について、照会することは企業の負担となることから、仮に調査事項を残すとしても、回答を求める企業の範囲を見直す等、適切な負担軽減方策を検討していただきたい。
- ・ 売上高の契約先産業別割合の必要性については、来週を予定されているSUTタスクフォースでの整理も踏まえた上で、取りまとめることとしてはどうか。
 - 前回部会において御説明させていただいたとおり、本調査項目は報告者負担が非常に大きいということで整理している。一方で、明確な利活用の必要性が整理されれば、基礎統計の整備を検討することは非常に重要と認識している。
 - 本部会では、基準年ではなく、中間年におけるデータ整備について審議しているところであり、売上高の契約先産業別割合については、関連する審議の場での検討を踏まえて整理したい。
- ・ 一部、次回部会で、確認が必要な事項は残されているものの、甲調査の調査事項については、部会として基本的に了としたい。乙調査については、今後の課題を整理することとしたい。

(2) 審査メモに基づく審議（経済構造実態調査）

① 調査方法

- ・ オフライン調査とは、例えば、調査票のエクセルファイルをCDに転写して書留等のセキュリティが担保された形で提出するような方法と考えてよいか。
 - そのとおりである。
- ・ 民間事業者の活用については、委託する調査実施者側と、委託される民間事業

者側の両方でノウハウが蓄積されてきている状況にあり、審議事項としても非常に定式化してしまっているようにも思われる。いずれにしても、その利活用に関して問題視する状況にはないように考えている。

- ・ 今回の調査は大規模かつ複雑となり、調査実施者においては、実査の管理が難しくなると考えられることから、調査の各系統で混乱が生じないように十分に留意していただきたい。また、本調査は、企業調査と事業所調査が混在しているので、事務処理上のトラブルへの対応も考えておいてほしい。調査票を記入する報告者への周知の方法も一体的に分かりやすくしていただきたい。
→ 御指摘の点は、十分に留意して対応したい。
- ・ 経済構造実態調査が前年の売上高を中心とした事項を把握することからみると、経済構造実態調査と工業統計調査の同時・一体的な実施にこだわる必要性は乏しいとも考えられる。例えば、工業統計調査を先に実施し、製造業の事業所を整理・確定させた上で、経済構造実態調査を実施する方が実査上の手戻りが少ないとも考えられるのではないか。
→ 段階的に調査を実施するとしても、名簿整備に必要な時間を考慮すると、両調査の実施期間を相当離す必要があり、対応が難しいと思われる。同時・一体的な実施を前提として、今回の調査計画を作成したところであるが、今後、平成34年(2022年)の工業統計調査との包摂に向け、今回調査の結果も踏まえて、再度、検討したい。
- ・ 今の体系の下では、現行の案の方法が一番分かりやすいかとは考える。なお、企業、事業所が、どの統計調査の対象になっているのかは、「調査実施者説明資料」以外では、どの資料を確認すればよいか。
→ 申請の際に提出している調査計画に記載している。なお、調査実施の際には、報告者が混乱しないよう十分に説明したい。
- ・ 調査方法について、適当と整理したい。

② 集計事項

- ・ 甲調査について、原データに推計値を加えて全体の値を集計・公表するとの方向性はよいが、原データと推計値が、それぞれどの程度を占めるのかなどの情報をユーザーに提供することも必要となるのではないか。また、今回の調査結果は、類似の統計調査の結果と、どう整合性があるのかなど、ユーザーも迷う部分があると思われるので、結果の利用を分かりやく情報提供するよう配慮していただきたい。
→ 原データと推計データを分けて集計・公表することについては、参考集計として対応が可能かも含め検討したい。また、類似統計との整合性についても、ユーザー側に誤解を与えない説明を考えてまいりたい。

- ・ 今回の提示された推計手法では、調査対象企業の下位 1 割のデータを使って延長推計するというものであった。率直に計算すれば、8 割の下位 1 割ということで、売上高で言えば、全体の 8 % しかない階層のデータで、調査対象外の企業すべてを推計するということかと思うが、これは精度的に問題ないのか。

また、傘下事業所票に係る推計では、この第 1 面、すなわち企業の伸び率を使うということであった。調査対象外であった 2 割層は推計された伸び率を採用するということかと思う。この中で、サンプルサイズ的にも、47 都道府県の地域別伸び率は算出可能なのか。

→ まず、下位 1 割については、金額ベースではなく、数ベースということもあり、売上高には依拠せず、ある程度のサンプルサイズは確保できるという認識。さらに、地域別についても、47 都道府県ではなく、大きな都市とそれ以外の 2 区分のみに分けることを考えており、こちらもサンプルサイズとしてある程度確保できていると認識している。なお、いくつかのパターンを試行した結果として、企業数ベースで下位 1 割のデータを使うことが現時点で最良という整理をしたところ。今後、平成 28 年経済センサス - 活動調査の結果が出てくるので、その結果も活用しながら、更なる推計方法を検討していくことを想定している。

→ これまでのシミュレーションの結果を提示してほしい。

→ シミュレーションの結果は次回部会で提示したい。
- ・ この推計に係る説明資料では、基準年のデータをそのまま延長するように見える。集計データではなく、個別企業のデータを延長推計し、推計値に企業数の増減を勘案することにより、基準年以降の企業の改廃状況についても、推計に反映されるという理解でよいか。

→ 平成 31 年調査における母集団情報は、事業所母集団データベースの平成 29 年の年次フレームを使用することとしており、その時点までの改廃状況を反映する計画である。

→ 以前、母集団の状況が変化していく中で、どのように母集団推計をしていくのかという指摘があったが、今の調査実施者の説明では、変化した部分がある程度反映したもので推計するという趣旨と理解した。

→ 母集団情報については、逐次、情報を更新していく場合と、ある時点で固定する場合の 2 つの考え方がある。このうち、逐次、情報を更新していく場合は統計間で母集団名簿が異なることが問題となる。
- ・ 乙調査は、標本設計の際、都道府県別には階層を設けないという理解でよいか。そうした場合、一部の都道府県ではサンプルサイズが増え、公表に足りるデータが把握できる可能性があるが、それを参考値として公表することも可能ではないか。

→ 今後 2 年間は、調査結果への影響を勘案し、都道府県別に階層を設けたいと考えている。

- ・ 集計事項について、次回部会において実施者からシミュレーション結果を提示いただくこととするが、基本的には適当と整理したい。

③ 調査結果の公表（公表時期）

- ・ 段階的な公表に当たって、相互の違いは何か。同じ事項について速報・確報というイメージなのか、概要・詳細というイメージなのか。
→ 基本的には、御指摘のような趣旨ではなく、集計する部分は異なり、別内容の集計になる。ただし、一部、工業統計調査の結果を活用する項目において、速報、確報で差が出る可能性はあるが、誤解のないように情報提供してまいりたい。

（3）答申（案）の構成について

- ・ 答申（案）の構成について、提案された項目立てであれば、委員会の意見をまとめて整理できるので、大きな異論はない。むしろ、何を盛り込むのが重要である。まず、統計委員会としては、これまで対応が難しかった複数の省が関わる統計調査の整理・統合が行われたという意味で非常に画期的であり、答申（案）でも評価すべきではないか。また、今回諮問された各調査は、ローリング調査やプロファイリング活動、報告者負担に最大限考慮した調査設計といった新たな取組の導入や、SNAの精度向上への寄与、一次統計と加工統計の連携強化についても対応がなされている点も、評価できると考える。

なお、各調査は調査内容が複雑で一般の方には分かりにくいことから、各調査の何が大事なのか、報告者の負担感がどうなっているのかについても答申（案）の中で触れてもよいのではないか。

さらに、今回の調査については、審議の中で課題も指摘されたが、今後、調査を実施していく中で課題が出る可能性もある。このため、PDCAサイクルを回しながら、今後の改善につなげるべき指摘を、今後の課題の中に盛り込んではどうかと考える。

- ・ 答申（案）の構成については、基本的に、この案で了承したと整理したい。あとは、実際に文章化した上で、次回検討したい。答申（案）に盛り込むべき事項について、追加の意見があれば、事務局まで連絡いただきたい。

（4）審査メモに基づく審議（工業統計調査）

- ・ 工業統計調査の調査事務との輻輳については、国勢調査だけではなく、経済センサス - 基礎調査や農林業センサス、経済センサス - 活動調査等もあり、区市町村では同じ部署、時には同じ職員が担当している。さらに、従来の日程では、区市町村が国勢調査に目途をつけてから工業統計に取り掛かれたが、平成32年度（2020年）には、工業統計の調査と国勢調査の直前の準備の時期が重なり、区市町村への負担が大きい。

また、東京都においては、オリンピックの実施時期も重なっている。オリンピックでは、多数のボランティアを募集することから、統計調査員の確保にも苦勞する可能性がある。加えて、東京都知事選挙も実施時期が重なっている。区市町村では同じ職員が選挙と統計など複数の業務を兼務している場合も多く、調整が必要である。工業統計調査の負担軽減については、効果的な対応をお願いしたい。

- ・ 地方公共団体との調整をしていただけるとのことなので、今後、調整させていただきたい。

→ 御指摘の内容については重々承知しているところ。実査事務の負担軽減を図りながら、正確なデータを把握していくため、今後、調整をさせていただきたいと考えており、御協力をお願いしたい。

→ 調査が円滑に実行可能となるような方策を考えていただきたい。

- ・ 工業統計調査が共管調査となるとのことであるが、基準年の経済センサス - 活動調査は事業所母集団データベース、中間年の工業統計調査は独自名簿を使用しており、今のままだと断層が生じる可能性がある。母集団名簿の統一についてはどのように考えているか。

→ 平成31年、32年（2020年）については、従来の独自名簿方式を踏襲する計画であるが、平成34年（2022年）以降は経済構造実態調査との包摂に向けた検討の中で、名簿についても検討してまいりたい。

- ・ 工業統計調査の調査計画の変更内容については、今後の課題はあるものの、適当と整理したい。

6 その他

次回部会は平成30年6月28日（木）9時30分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、6月29日（金）開催予定の第123回統計委員会において、前回部会結果と併せて、西郷部会長から報告することとされた。

以 上